

Q9-3 事前確認制度について教えてください。

事前確認制度とは、将来年度にわたり納税者が採用する予定の独立企業間価格の算定方法について、税務当局に対し事前に確認を求める制度で、Advance Pricing Arrangement の頭文字をとって、APA とも呼ばれます。APA 締結により、将来年度において移転価格調査に対応する手間とコスト、追徴課税のリスクを回避することができます。

APA には、台湾の税務当局とだけ事前確認を行う APA(Unilateral APA)、取引相手国・地域の税務当局とも事前確認を行う 2ヶ国間の APA(Bilateral APA、“BAPA”)および 3ヶ国・地域間以上の APA(Multinational APA)があり、いずれも制度上は適用可能ですが、2ヶ国・地域以上の APA の場合は、台湾の税務当局と相手国・地域の税務当局との間で租税条約に基づく相互協議が必要となります。日台租税協定の適用開始により、日本と台湾の間では BAPA の申請が可能となりました。

台湾における申請の条件は、以下の通りです。

1. 申請対象の取引額が NT\$5 億以上あるいは年間取引総額が NT\$2 億以上である。
2. 過去 3 年間、重大な申告漏れがない。
3. 事前確認のための申請必要書類(下記)がそろっている。

事前確認を申請すると、税務当局は申請書受領後 1ヶ月以内に申請者に書面で受理の可否を通知します。受理された場合は、申請者は書面通知送達の日から 3ヶ月以内に移転価格報告書を含め、事前確認申請のための必要書類を税務当局に提出しなくてはなりません。

事前確認申請のための必要書類の内容は、おおむね以下の通りです。

1. 台湾内外関係会社組織図
2. 会社事業の分析報告、申請年度前3か年の法人税申告書および財務諸表
3. 取引相手にの関連者と取引内容を説明した資料
4. 移転価格報告書
5. 関連者間取引の価格設定資料
6. 事前確認対象年度の経済予測
7. 取引に関わる国・地域の税務当局との間で問題となった、あるいは議論中の税務問題に関する説明や結論、合意済みの APA 資料
8. 発生可能性のある二重課税リスクと APA への影響
9. その他税務当局に要求された資料

これらの書類は、原則中国語で提出しなくてはならず、中国語以外で書類が作成されている場合は中国語訳の添付が義務付けられています。

事前確認は、確認対象年度の初年度の終了前に申請しなくてはなりません。また、事前確認の対象期間の初年度の期末前 3 か月以前に必要な書類を提出し、事前相談を申請することが出来ます。事前相談の申請に対し、国税局は 3 か月以内に事前確認を受け付けるかどうかの回答を書面で行うこととされています。事前確認を受け付けるとの回答が得られた場合、納税者は書面通知が届いてから 3 か月以内に申請書に前述の必要書類(1~9)を添付して事前確認申請を行わなくてはなりません。

事前確認の審査期間は、1 年以内とされていますが、税務当局はこれを 6ヶ月間延長でき、必要であればさらに 6ヶ月間延長できるとされています。税務当局の審査が終了し結論が出た日から 6ヶ月以内に申請者と税務当局は主な問題について協議を行い、合意に達してから双方が署名します。

なお、事前確認の結果は、税務当局、納税者双方の合意によるもので、かつ双方はこれに従わなくてはなりません。仮に事前確認適用期間中に納税者が合意事項を遵守していない場合は、税務当局は合意内容に関わらず移転価格監査準則に基づいて調査を行うことができます。事前確認の適用期間は 3 年 ~5 年と規定されています。